

四日市市学校施設開放事業に伴う利用負担金徴収に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第15条の規定に基づき、学校開放における利用者負担金（以下「負担金」という。）の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 負担金の対象は、次のとおりとする。

- 1 体育施設（屋内運動場（含講堂）、武道館、プール等）、教室施設（会議室・特別教室等）の専用使用とする。ただし、教室施設においては、学校長の定める部屋とする。
- 2 負担金を必要とする者は、規則第5条に定める利用者とする。ただし、特に教育委員会が別表1に定めた団体等を対象外とする。

(負担金の額)

第3条 負担金の額は、別表2に定めるとおりとする。

(負担金の収納)

第4条 負担金の収納は、地区市民センターが行うものとする。

- 1 負担金の納付については、利用券又はコインを販売し、領収書(所定の様式)を交付する。
- 2 館長は、負担金収納後、払込書（四日市市会計規則第86条）により振り込む。
- 3 現金領収済通知書（所定の様式）は使用予定学校名を記入し、体育施設開放の場合はスポーツ課へ、教室施設開放の場合は教育総務課へ送付する。

(負担金の還付)

第5条 負担金納付がなされた後、利用者の責に帰すべき以外の事情により利用しなかった場合は、教育委員会に利用者負担金還付申請書（所定の様式）を提出することにより還付する。ただし、利用者の希望により、相当分を次回以降の利用負担金に充当することができる。

(負担金の予算科目)

第6条 この負担金の予算科目は、一般会計（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑入（学校施設（体育）利用者負担金）と学校施設（教室）利用者負担金とする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、この基準について必要な事項は教育委員会が別に定める。

- 付則 この基準は、昭和56年 7月 1日から施行する。
- 付則 この基準は、平成 元年 9月 1日から施行する。
- 付則 この基準は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- 付則 この基準は、平成14年 7月 1日から施行する。
- 付則 この基準は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 付則 この基準は、平成15年10月 1日から施行する。
- 付則 この基準は、平成15年11月 1日から施行する。
- 付則 この基準は、平成17年 2月 7日から施行する。
- 付則 この基準は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 付則 この基準は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 付則 この基準は、平成24年11月 1日から施行する。

- 付 則 この基準は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 付 則 この基準は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 付 則 この基準は、令和4年 4月 1日から施行する。
- 付 則 この基準は、令和5年 4月 1日から施行する。

別 表1

<p>1. 体育施設開放</p> <p>(1) 地域における青少年の健全育成を目的としたスポーツ活動を実施する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体は、対象となる青少年が原則として過半数を超えるものとする。 ・対象となる青少年は、18歳以下とする。 ・地域を拠点として広域に活動する団体、不定期若しくは期間限定の青少年を対象とする地域活動も含める。 <p>(2) 障害者のスポーツ活動を実施する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体は、障害者及び支援者で構成されたものとする。 ・活動団体は、広域にわたり構成される場合も含める。 <p>(3) 総合型地域スポーツクラブ及び同クラブ加盟団体</p> <p>2. 教室施設開放</p> <p>地区市民センター条例施行規則第8条第1項の第2号又は第3号に該当する団体</p>
--

参 考：「地区市民センター条例施行規則第8条」

<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第7条の規定に基づき使用料を免除する場合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 市又は委員会が主催若しくは共催する行事に使用する場合</p> <p>(2) 公益的活動を行う団体又は市、国若しくは三重県から委嘱を受けた者で構成される団体が、その主たる目的に基づき主催し、使用するセンター所管区域内の地域社会づくりに寄与する活動及び行事に使用する場合</p> <p>(3) 地域の団体がボランティア活動として、構成員のみでなく、使用するセンター所管区域内の住民の教育や福祉等の向上に寄与するため使用する場合</p> <p>(4) 災害等による住民の避難場所として使用する場合</p> <p>(5) その他委員会が特に必要と認める場合</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、使用申請書に減免を必要とする理由を記載し、委員会に申請しなければならない。</p>

別 表2

区 分	負担金額（1団体1区分）	備 考
屋 内 運 動 場	500円	・1区分とは規則第2条第2項の区分をいう。
武 道 場	200円	
プ ー ル	2,000円	・1区分を越える利用は1区分として追加徴収をする。
会議室・特別教室	300円	
テニスコート	400円	夜間照明（1時間）
屋 外 運 動 場	1,200円	夜間照明（1回）